

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）等
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止等のほか、介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）が、感染症対策を講じつつ、継続的にサービスを提供する体制を構築するため、県内福祉サービス事業所等に対し、次条第1項の表の第2欄に掲げる実施要綱等に基づき実施する事業に要する経費の全額又は一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次表の第2欄に掲げる実施要綱等の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる事業等とする。

| 1 区分 | 2 実施要綱等 | 3 補助事業等 |
|------|---|--|
| (1) | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱 （令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分） |
| (2) | 令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 （令和4年12月23日老発1223第3号厚生労働省老健局長通知） | 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 |
| (3) | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱 （令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分） |
| (4) | 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業実施要綱 （令和2年5月14日障発0514第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業 |

| | | |
|------|--|---|
| (5) | 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱 (令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 |
| (6) | 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業(第二次補正予算)実施要綱 (令和2年6月30日障発0630第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業(第二次補正予算) |
| (7) | 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 (令和3年10月28日老発1028第1号厚生労働省老健局長通知) | 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業 |
| (8) | 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱 (令和3年10月29日障発1029第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) | 障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業 |
| (9) | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 (令和4年9月20日閣副第916号・府地創第331号内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・内閣府事務次官通知通知) | 介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業 |
| (10) | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 (令和4年9月20日閣副第916号・府地創第331号内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・内閣府事務次官通知通知) | 障害福祉サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業 |

2 補助事業の目的、補助金の交付の対象となる者、補助金の額等は、別表第1から別表第10までに掲げるとおりとする。

(事業計画の認定)

第3条 前条に規定する障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業について、次条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について、あらかじめ別表第4の付表に掲げる認定申請書に添付書類を添えて、知事に申請し、その認定を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1から別表第10までの付表に掲げる交付申請書に、各事業ごとの添付書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)に規定する事業にあっては、知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、補助金の交付を受けようとする者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項及び第4項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」

という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、別表第1から別表第6までの付表に掲げる変更申請書に各事業ごとの添付書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の著しい変更がある場合(ただし、第2条第1項(1)、(2)、(3)及び(5)に規定する事業にあつては、第5条第1項の規定による決定を受けた額の30%以内の減額変更の場合を除く。)
- (2) 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の30%を超える変更がある場合(ただし、第2条第1項(1)、(2)、(3)及び(5)に規定する事業は除く。)

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等補助金事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、補助金概算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表第1から別表第6までの付表に掲げる実績報告書に、各事業ごとの添付書類を添えて、当該補助事業の完了の日

から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)に規定する事業にあつては、第4条において提出する申請書等をもって実績報告とみなす。

(補助金の確定及び交付)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)に規定する事業にあつては、第5条第4項による。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第8条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が相当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税等仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに報告しなければならない。

- 2 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、補助金の交付を受けたものは、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（補助事業者が法人格を有する団体等（市町村を除く。）である場合には単価30万円以上）の機械、器具その他の財産とする。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 3 規則第20条本文の知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（補助事業者が法人格を有する団体等（市町村を除く。）である場合には単価30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分を完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

- 2 第2条第1項（9）及び（10）に規定する事業に対する本要綱の規定の適用については、本要綱中「補助金」とあるのは「支援給付金」と、「補助対象事業」とあるのは「支援給付対象事業」と、「補助事業」とあるのは「支援給付事業」と、「補助事業者」とあるのは「支援給付事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、同年度の補助金から適用する。

別表第2（第2条、第4条、第7条、第11条関係）

| | |
|---------------|--|
| 補助事業名 | 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 |
| 目的 | 介護サービスは、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。 |
| 補助金の交付の対象となる者 | 別表第2-2に定める助成対象に該当する介護サービス事業所・介護施設等 |
| 補助対象経費及び補助金の額 | <p>補助対象経費は、令和4年1月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用（※1）とし、補助金の額は、事業所・施設ごとに別表第2-2に定める基準単価（※2）と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（①）とする。（※3）①により選定された額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（※1）別表第2-2対象経費例のとおり。 （※2）基準単価は年度単位で適用する。 （※3）特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p> |
| 補助率 | 10分の10 |

付表

| 手続 | 関係書類等 |
|---------------------------------|--|
| 第4条 (交付申請) 第11条 (実績報告) | <p>【申請書】 令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金申請書（第2-1号様式）</p> <p>【添付書類】 (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式2-1） (2) 事業所・施設別個票（様式2-2） (3) 振込先金融機関口座確認書及び誓約書（様式2-3） (4) 所要額調書（別紙3） (5) 支出等に係る証拠書類の写し</p> |

別表第2-2(第2条関係) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

| 基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり) | | | | | | | | | |
|----------------------------|----|--|--|-------|---|-------|--|------|------|
| 助成対象 事業所・施設等の種別(※1) | | | (ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)(17を除く) | | (イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 | | (ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等 | | |
| | | | 各サービス共通 | | 各サービス共通 | | | | |
| 通所系 | 1 | 通常規模型 | 537 | /事業所 | 537 | /事業所 | 268 | /事業所 | |
| | 2 | 通所介護事業所 | 大規模型(Ⅰ) | 684 | /事業所 | 684 | /事業所 | 342 | /事業所 |
| | 3 | | 大規模型(Ⅱ) | 889 | /事業所 | 889 | /事業所 | 445 | /事業所 |
| | 4 | | 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む) | 231 | /事業所 | 231 | /事業所 | 115 | /事業所 |
| | 5 | 認知症対応型通所介護事業所 | 226 | /事業所 | 226 | /事業所 | 113 | /事業所 | |
| | 6 | 通所リハビリテーション事業所 | 通常規模型 | 564 | /事業所 | 564 | /事業所 | 282 | /事業所 |
| | 7 | | 大規模型(Ⅰ) | 710 | /事業所 | 710 | /事業所 | 355 | /事業所 |
| | 8 | | 大規模型(Ⅱ) | 1,133 | /事業所 | 1,133 | /事業所 | 567 | /事業所 |
| 短期入所系 | 9 | 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 | 27 | /定員 | - | | 13 | /定員 | |
| 訪問系 | 10 | 訪問介護事業所 | 320 | /事業所 | - | | 160 | /事業所 | |
| | 11 | 訪問入浴介護事業所 | 339 | /事業所 | - | | 169 | /事業所 | |
| | 12 | 訪問看護事業所 | 311 | /事業所 | - | | 156 | /事業所 | |
| | 13 | 訪問リハビリテーション事業所 | 137 | /事業所 | - | | 68 | /事業所 | |
| | 14 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 508 | /事業所 | - | | 254 | /事業所 | |
| | 15 | 夜間対応型訪問介護事業所 | 204 | /事業所 | - | | 102 | /事業所 | |
| | 16 | 居宅介護支援事業所 | 148 | /事業所 | - | | 74 | /事業所 | |
| | 17 | 福祉用具貸与事業所 | - | | - | | 282 | /事業所 | |
| | 18 | 居宅療養管理指導事業所 | 33 | /事業所 | - | | 16 | /事業所 | |
| 多機能型 | 19 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 475 | /事業所 | - | | 237 | /事業所 | |
| | 20 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 638 | /事業所 | - | | 319 | /事業所 | |
| 介護施設等 | 21 | 介護老人福祉施設 | 38 | /定員 | - | | 19 | /定員 | |
| | 22 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 40 | /定員 | - | | 20 | /定員 | |
| | 23 | 介護老人保健施設 | 38 | /定員 | - | | 19 | /定員 | |
| | 24 | 介護医療院 | 48 | /定員 | - | | 24 | /定員 | |
| | 25 | 介護療養型医療施設 | 43 | /定員 | - | | 21 | /定員 | |
| | 26 | 認知症対応型共同生活介護事業所 | 36 | /定員 | - | | 18 | /定員 | |
| | 27 | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上) | 37 | /定員 | - | | 19 | /定員 | |
| | 28 | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下) | 35 | /定員 | - | | 18 | /定員 | |
| 対象経費 | | | <p>○(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>緊急時の介護人材確保に係る費用</p> <p>○職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別表第2-3【別添1】のとおり。介護施設等に限る)</p> <p>②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>④感染性廃棄物の処理費用</p> <p>⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る</p> | | <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>②通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る</p> | | <p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保</p> <p>・感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p> | | |
| 助成額 | | | <p>・1事業所・施設等につき、助成対象の(ア)、(イ)、(ウ)それぞれを基準単価まで助成することができる。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、助成対象の(ア)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p> | | | | | | |

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

別表第2-3（第2条関係）【別添1】

別表第2-2の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

（対象施設等）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。都道府県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行う。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表第2-2の基準単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

別表第2-4（第2条関係）【別添2】

別表第2-2の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわけ）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて都道府県に提出すること。また、都道府県は必要に応じて保健所等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下、「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること（※）。

※令和4年4月8日から令和5年3月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者※が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者※が同一日に5人以上いる

こと。

※ 別添2でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 助成の上限額

① 令和4年9月30日までに施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

② 令和4年10月1日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、①②いずれの場合においても、補助額は別表第2-2の補助単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本助成は、別表第2-2の対象経費の「(ア) ①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

1 施設内療養を実施することとなった経緯(複数の者がいる場合はまとめて記載することも可能)

例) 保健所に感染者の入院調整を依頼したが、病床ひっ迫等により入院ができなかった。

2 チェックリスト

| 確認項目 | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | 必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。 |
| <input type="checkbox"/> | ゾーニング(区域をわける)を実施した。 |
| <input type="checkbox"/> | コホーティング(隔離)の実施や担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。 |
| <input type="checkbox"/> | 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。 |
| <input type="checkbox"/> | 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローを確認した。 |
| <input type="checkbox"/> | 常時(夜間、深夜、早朝を含む。)、1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により、本要件を満たすことが難しい状況があった場合は、「その他」に事情を記載すること。 |

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

その他

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 事業所名
代表者 職名 氏名